

児童虐待対策の推進について（27年度の主な取組と26年度の主な実績）

「横浜市子供を虐待から守る条例」を踏まえ推進する8つの対策

	－対策1－ 支援策の充実	－対策2－ 体制の整備・強化	－対策3－ 組織的対応の強化	－対策4－ 人材育成
	区・児童相談所などの支援策を充実することで、虐待の未然防止から再発防止まで、それぞれの対策を強化し、子どもの安全を守ります。	支援の中心を担う区、児童相談所、学校をはじめ、施策を推進するための体制を強化します。	「子ども虐待対応における連携強化指針」に基づいて区と児童相談所の連携を強化し、組織的対応を推進します。	区の虐待対応力の向上と、児童相談所の専門性強化に加え、関係機関を対象にした研修を充実します。
27年度の主な取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 予期せぬ妊娠などの悩みを抱える方が気軽に相談できる妊娠SOS相談窓口（仮称）の設置 2 産後うつ等の早期発見、早期支援に向けた手法の検討 3 母子健康手帳交付時の看護職による面談の推進 4 第一子への新生児訪問の推進 5 虐待からの回復や再発防止のための、養育者や子どもに対する支援策の検討 	<ol style="list-style-type: none"> 1 乳幼児期から学齢期まで切れ目のない支援を行う体制を構築するため、区こども家庭支援課に課長1名を移管（地域振興課から）、及び係長1名を増員 2 児童相談所に警察官経験者を配置予定 3 スクールソーシャルワーカー6名を増員（学校教育事務所に計18名配置） 4 学校カウンセラー4名を増員 	<ol style="list-style-type: none"> 1 「要保護児童等進行管理台帳システム」の本格稼働 2 業務標準化・支援の水準向上のため、こども青少年局による業務実地指導の継続（9区2児童相談所） 3 児童虐待通告への対応について区と児童相談所がより連携して対応できるよう仕組みの見直しを検討 	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの虹情報研修センター「人材育成モデル研究」による区職員の専門研修の実施 2 専門家を活用した区の個別支援の専門性向上のための研修を実施 3 児童相談所職員の対応力向上（性的虐待等の対応困難ケースに関する研修等） 4 児童福祉施設職員等、関係機関向け研修の実施 5 横浜市子ども虐待防止ハンドブックの改訂・発行 6 区と児童相談所の双方向での実地研修の実施 7 県警・児相合同「臨検・捜索」研修の実施
26年度の主な実績	<ol style="list-style-type: none"> ①「産後母子ケアモデル事業」（母子ショートステイ・デイケア）の通年実施 ②母子健康手帳交付時の看護職による面談等の充実 ③「育児支援家庭訪問事業」「産前産後ヘルパー派遣事業」の継続実施 ④被虐待児を保育所で受入れ、見守りを強化 	<ol style="list-style-type: none"> ①区こども家庭支援課の係長を増員 ②区こども家庭支援課の係長・保健師・社会福祉職で「虐待対応調整チーム」を構成 ③小学校の児童支援専任教諭の全校配置（280校→341校） 	<ol style="list-style-type: none"> ①「養育支援・子ども虐待対応実務マニュアル」の作成（7月） ②庁内プロジェクトを踏まえた「居所不明児童対策」の組織的対応の実施（26年4月～） ③「要保護児童等進行管理台帳システム」の改修 ④児童相談所各係のマニュアルの改訂（3月） 	<ol style="list-style-type: none"> ①区と児童相談所の責任職・職員が参加する、双方向での実地研修の実施（6～11月） ②要対協構成機関（7月）、医療従事者（10月）、私立認可保育所（11月）向け研修の実施 ③県警・児相合同「臨検・捜索」研修の実施（11月）
	－対策5－ 関係機関相互の連携強化	－対策6－ 社会的養護の推進	－対策7－ 広報啓発の強化	－対策8－ 地域子育て支援の推進
	要保護児童対策地域協議会の充実により、関係機関相互の多様なネットワークを形成し、連携強化を推進します。	退所後児童に対するアフターケアの充実、家庭的な環境での養育の推進、児童養護施設の新規整備など、児童を支える一貫した社会的養護体制づくりを推進します。	虐待防止の取組への理解及び協力を求め、地域で子どもと家庭を支える環境づくりを推進します。	育児の孤立化を防止し、安心して子育てができる環境をつくるため、地域における多様な子育て支援策を推進します。
27年度の主な取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 要保護児童対策地域協議会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・区実務者会議の強化（エリア別会議の開催） ・横浜市児童虐待防止医療ネットワークの開催 ・個別ケース検討会議による機関連携の強化 2 「情報提供書」を活用した 医療機関との連携強化 3 学校、保育所、医療機関等の関係機関が実施する取組を支援 	<ol style="list-style-type: none"> 1 「施設等退所後児童に対するアフターケア事業」の推進 2 児童養護施設の新規整備（設計・工事1か所）、児童養護施設の再整備（設計1か所）、乳児院の再整備（設計1か所）、母子生活支援施設の移転再整備（工事1か所） 3 「横浜型児童家庭支援センター」を新規2か所整備 4 ファミリーホーム事業の推進（新規1か所） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 11月の「児童虐待防止推進月間」を中心とした全市的な広報・啓発の実施（「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催支援等） 2 毎月5日の「子供虐待防止推進の日」を踏まえた広報・啓発の実施（各区での取組、市営地下鉄のLED広告等） 3 各区、各地域の状況に応じた、身近な地域での幅広い広報・啓発の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1 養育者が子育てについて学ぶ機会の充実 2 「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の充実 3 いつでも親子が安心して過ごし交流できる居場所の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点サテライト（仮称）の設置（1か所） ・拠点における利用者支援事業の実施（18か所） ・親と子のつどいの広場の整備（5か所） 4 子育てを支える人材の育成や支援者のネットワークの推進 5 放課後3事業のスタッフに向けた専門家による研修、福祉関係機関との会議など、児童虐待防止に対する理解を深め、見守り強化を推進
26年度の主な実績	<ol style="list-style-type: none"> ①区実務者会議のエリア別開催（13区） ②「横浜市児童虐待防止医療ネットワーク」の開催（年3回） ③「情報提供書」を活用した 医療機関と区・児童相談所との情報共有の運用開始（8月） 	<ol style="list-style-type: none"> ①「カナエール 夢スピーチコンテスト横浜」の実施（7月） ②乳児院の再整備（工事1か所） ③母子生活支援施設の移転再整備（工事1か所） ④「横浜型児童家庭支援センター」を新規1か所整備 ⑤里親推進事業において、里親会での里親メンター事業を本格実施 	<ol style="list-style-type: none"> ①オレンジリボンたすきリレー（10月26日） ②家族の日フォーラムでの啓発（11月16日） ③「横浜市子供を虐待から守る条例」周知用リーフレットの作成と配布（11月以降、27,000部） ④市営地下鉄のLED広告（毎月5日） ⑤京急百貨店での啓発（2月22日） ⑥金沢動物園での啓発（3月22日） 	<ol style="list-style-type: none"> ①拠点における利用者支援事業のモデル実施（1か所） ②親と子のつどいの広場の整備（3か所） ③「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の拡充（5区に事務補助員の配置） ＜放課後関連＞ ④児童虐待防止に関するパンフレットの配布 ⑤安全管理研修で通報の仕組み周知徹底 ⑥児童相談所職員による現任スタッフ研修

STOP! こども虐待

～地域みんなでこどもを守ろう!～

平成26年11月5日に「横浜市子供を虐待から守る条例」が施行されました

虐待は子どもの心と体に大きな傷を残します。しかし、虐待は隠されていることがほとんどです。虐待している保護者はもちろん、虐待されている子どもも自ら助けを求めることはなかなかできません。

虐待から子どもを守るためには、周囲の皆さんの“気づき”がとても大切です。子どもや保護者からの小さなサインに気づいたら、すぐに相談・情報提供(通告)してください!



虐待ってどんなことをいうの?



身体的虐待

- 殴る・蹴る
- 激しく揺さぶる
- やけどを負わせる
- 溺れさせる
- 首を絞める

ネグレクト(保護の怠慢・拒否)

- 食事を与えない
- 同居人が虐待していても放置する
- 乳幼児を自動車や家に置き去りにする
- ひどく不衛生にする
- 病気になっても病院に連れていかない

性的虐待

- 子どもへの性的行為
- 性的行為を見せる
- ポルノグラフィーの被写体とする

心理的虐待

- 子どもの目の前で配偶者等に暴力をふるう
- 言葉による脅し
- 無視
- きょうだい間で差別的な扱いをする

※一例です

子どもにとって **有害な行為や発言** はすべて虐待とみなされます

子どもや保護者が出す、小さなサインってどんなこと？

ほんの一例ですが、これらは虐待が疑われる状況です。

〈子どもの様子〉

服装、顔、
髪の毛や手足に
不衛生な状態が見られる。



原因がはっきりしない
ケガをしている。
手当てが十分でない。



虫歯が多く見られる。



食べ物への執着が強く、
必要以上に食べる。
逆に食欲がなさすぎる。



家に帰りたがらない。
あるいは家出を
繰り返している。



怒鳴り声や泣き声が
頻繁に聞こえる。



〈保護者の様子〉

子どもがケガをした
経緯や医療機関への
受診状況について
不自然な説明をする。



気分の変動が激しく、
自分の思いどおりにならないと
子どもに当たり散らす。



しつこく称して厳しくあたる。
(暴言・暴力)



子どもを家に置いたまま
出掛けている。



登園や
登校をさせない。



子どもの目前で
配偶者等に暴言・暴力。



どうして虐待してしまうの？

原因はひとつではありません。

さまざまな要因が重なったとき、家族関係が不安定になり、子どもへの虐待が引き起こされます。

保護者の要因

- 望まない妊娠・出産
- 配偶者等からの暴力 (DV: ドメスティックバイオレンス) を受けたストレス
- 育児不安 (子育てがうまくいかないなど不安によるストレス)
- 親自身の虐待された経験 (精神的トラウマ)
- アルコール依存など精神的に不安
- 病気、障害、体調不良による養育力低下 など

家族をとりまく要因

- 核家族化 (育児を相談できる人がいない)
- 経済的不安 (収入低下、失業)
- 地域からの孤立 (近所付き合いが薄い) など

子どもの要因

- 育てにくい子ども (かんしゃくが激しい、こだわりが強い)
- 病気、障害、発達の遅れ など

虐待は子どもにどんな影響を及ぼすの？

① 身体への影響

死に至ったり重い障害が残る可能性あり

- 外から見える傷 (打撲、熱傷)
- 外から見えない傷 (頭蓋内出血など)
- 栄養障害、体重増加不良や低身長

② 知的発達への影響

- 安心できない環境で生活していると落ち着いて学習できず知的な発達が十分に得られない
- 保護者が言葉かけや遊び (知的発達にとって必要なやりとり) をしないと知的発達を阻害する

③ 心理的影響

- 最も安心を与えられる存在であるはずの保護者から虐待をされると、愛着関係を形成することができず、他人とも信頼関係の構築が困難となる
- 自分が悪いから虐待されると思う
- 自分は愛情を受けるに値する存在ではないと感じ、自己肯定感を持ってない
- 保護者から暴力を受けると暴力で問題を解決することを学習し、攻撃的・衝動的、欲求のままに行動する (学校や地域で粗暴な行動)
- 虐待的な環境で養育された子どもは刺激に対して過敏になる (落ち着きのない行動をとる)
- 受けた心の傷 (トラウマ) を、適切な治療を受けないまま放置すると、将来にわたってPTSDとして残る (思春期などに問題行動として現れたりする)

子どもを虐待から救うためには、情報提供(通告)がとても重要です!!

虐待を受けているかも? 心配な子どもがいる! と思ったら知らせてください!!
各区役所こども家庭支援課・児童相談所でお受けします (連絡先は5ページ)

【参考:『児童虐待の防止等に関する法律』】

- 虐待(虐待と思われる場合も含ます)の早期発見と発見した人の通告義務
 - ・虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、区役所こども家庭支援課か児童相談所に通告しなければなりません。
 - ・発見者に、虐待について通告したことの適否の責任を負わせるものではありません。
- 通告についての秘密保持
 - ・通告を受けた区役所や児童相談所では、通告の内容や通告者についての情報を、親などに伝えることはありません。
- 通告義務は守秘義務に優先します!

虐待は、子どもの生命に危険が及び、子どもの人権を著しく侵害するものであり、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合に通告を行うことは、守秘義務*違反にあたりません。

*行政機関、医療機関、学校等で働く職員 → 法律上の守秘義務が課せられている。
地域の民生委員・児童委員等 → 職務上の秘密を守ることが義務づけられている。

知らせを受けたら、どう対応するの?

通告受理窓口(各区役所こども家庭支援課と児童相談所)が調査(目視による安全確認、近隣住民から情報収集など)

重症度・緊急度を判断し、支援方針を検討します

重症度・緊急度が低い

■地域と連携して見守ります
(子育てを支えています)



重症度・緊急度が高い

■定期的に訪問指導



■一時保護



関係機関のネットワーク (要保護児童対策地域協議会)

【児童福祉法 第25条の2】

子ども虐待の対応は、子どもや家族に係わるさまざまな関係機関が密接に連携していくことが重要です。そのために関係機関が参加する「個別ケース検討会議」などを通して、顔の見える関係を作り連携して家庭を支援していきます。



～「横浜市子供を虐待から守る条例」ができました～
毎月5日は「子供虐待防止推進の日」

本市においても子どもの死亡や重篤事例が発生しており、より一層の児童虐待対策の推進が求められています。

これを受けて、虐待の予防、早期発見、虐待を受けた子どもの保護などの子どもを守るための施策の推進と、子どもに優しい街を目指して、それぞれの果たすべき役割を定めた「横浜市子供を虐待から守る条例」が平成26年11月に施行されました。



地域の皆さんの役割 (第5条)

- 子育てに係る保護者の負担を理解します。
- 子どもや保護者を地域で見守り、声かけを行い、孤立することのないよう努めます。
- それでも心配だったら…各区こども家庭支援課・児童相談所に通告します。

※匿名でも大丈夫です。秘密は守ります。

大変そうだなあ
 と思ったら、
 どう？

子育てのこと
 誰に相談
 すれば??

区役所や
 児童相談所に
 電話で相談
 できますよ!

と声掛けする
 だけでも!

悩んでいる保護者も
 少なくありません

と番号を教えて
 あげてください!



保護者の皆さんの役割 (第6条)

- 子どもに愛情を持って接し自主性と自発性を育む健全な養育を行います。
- 子どもの心身の健康の保持や安全の確保は、年齢に応じた配慮をします。
- 子育てに関する知識の習得に努めます。
- 子育てについて支援してほしいと思ったら、積極的に子育て支援事業を利用します。

※子育て支援事業については各区こども家庭支援課にお尋ねください。



市の果たすべき役割 (第4条)

- 子育て支援事業の充実
- 虐待の予防、早期発見
- 関係機関が行う虐待防止の取組を積極的に支援
- 専門的知識や技術を有する職員の育成
- 虐待を行うおそれのある保護者を支援



関係機関の果たすべき役割 (第7条)
 (学校・保育所・幼稚園・医療機関等)

- 市が行う子育て支援や虐待防止啓発に協力
- 虐待の早期発見
- 虐待発見時、各区こども家庭支援課・児童相談所に通告
- 多様な機会をとらえて虐待の防止に係る啓発に努める



妊娠中の女性と胎児の健康の保持増進 (第12条)

- 妊娠中の女性は、積極的に健康診査を受け、妊娠、出産や育児に関する必要な保健指導を受け、自己と胎児の健康の保持増進に努めます。
- 配偶者及び同居者は、妊娠中の女性が安心して生活できるよう、心身の負担を軽減するなどの配慮を行います。
- 産婦人科又は産科医療機関は、妊娠中の女性に対して、妊娠、出産や育児に関する支援のための施策の周知に努めます。

※妊娠がわかったら、できるだけ早く「妊娠の届出」を行い、母子健康手帳の交付を受けましょう。

※妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査を受診して、妊娠、出産や育児に関する必要な保健指導を受けましょう。

※両親教室などに参加して、「赤ちゃんのいる生活」の準備をしましょう。



「横浜市子供を虐待から守る条例」抜粋

目的

第1条 この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、横浜市（以下「市」という。）、市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。）、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的とする。

基本理念

第3条 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子供が虐待から守られるべき存在であることを認識するとともに、虐待への対応に当たっては、子供にとって最善の利益を考慮しなければならない。

2 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待がなく、全ての子供一人一人が尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組みなければならない。

市の責務

第4条 市は、虐待を防止するために、市民及び関係機関等と連携し、子育て支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9に規定する子育て支援事業をいう。以下同じ。）の充実及び着実な実施その他子供が安心して育つことができる環境の整備に努めなければならない。

2 市は、市民及び関係機関等と連携し、虐待の予防及び早期発見に努めなければならない。

3 市は、関係機関等が行う虐待の防止のための取組を積極的に支援しなければならない。

4 市は、虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員の育成を図り、通告受理機関に適正に配置しなければならない。

5 市は、関係機関等との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）の円滑な運営の確保及び協議の活性化を図るものとする。

6 市は、心の健康の保持に支障が生じていることにより虐待を行うおそれがある保護者等を支援するため、診療科に精神科又は神経科を有する医療機関と連携し、精神保健に関して専門的知識を有する者による相談、精神保健に関して学識経験を有する医師の診療等を受けやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。

7 市は、子供を虐待から守るため、次の各号に掲げる事項に関する調査研究等を行うとともに、必要な広報その他の啓発活動及び教育に努めなければならない。

(1) 親になるための準備

(2) 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析

(3) 虐待の予防及び早期発見のための方策

(4) 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方

(5) 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割

市民の責務

第5条 市民は、第3条の基本理念を理解し、虐待を防止するよう努めなければならない。

2 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域において子供及び保護者を見守り、かつ、子供及び保護者への声かけ等を行うことを通じて、子供及び保護者との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。

3 市民は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に法第6条第1項の規定による通告（以下単に「通告」という。）をしなければならない。

4 市民は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力するよう努めなければならない。

保護者の責務

第6条 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行ってはならず、子供のしつけに際して、その健やかな成長を阻害するような著しい身体的又は精神的な苦痛を与えてはならない。

2 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有するものとして、子供に愛情を持って接するとともに、虐待が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識し、子供の自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。

3 保護者は、子供の心身の健康の保持、安全の確保等に当たっては、年齢に応じた配慮を怠ってはならず、特に乳児及び幼児（児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に掲げる乳児及び幼児をいう。）については、自ら心身の健康を保持し、又は安全を確保するための能力がなく、又は著しく低いことを認識しなければならない。

4 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用するとともに、地域活動に参加すること等により、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。

5 保護者は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。

6 保護者は、子育てに関して、市長、通告受理機関又は関係機関等による指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

関係機関等の責務

第7条 関係機関等は、市が実施する子育て支援に係る施策その他虐待を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

2 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。

3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告をしなければならない。

4 関係機関等は、虐待を防止するため、通告受理機関による調査等に協力するよう努めなければならない。

5 関係機関等は、保護者が関係機関等による子育て支援事業その他の子育て支援に係る制度等を利用したときその他多様な機会を通じ、虐待の防止に係る啓発等に努めなければならない。

虐待を行った保護者への支援、指導等

第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子供との良好な関係を再構築するための支援に努めなければならない。

2 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援を行うものとし、当該保護者は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

妊娠中の女性及び胎児の健康保持等

第12条 妊娠中の女性は、胎児が出生後心身ともに健全に成長していくため、母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるなど、自己及び胎児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 妊娠中の女性の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び同居者は、当該妊娠中の女性の身体的及び精神的な負担を軽減し、当該妊娠中の女性が安心して生活することができるよう配慮しなければならない。

3 診療科に産婦人科又は産科を有する医療機関は、妊娠中の女性に対し、第4条第6項の規定により講じられた施策その他胎児が出生後心身ともに健全に成長していくために講じられた施策等の周知を図るよう努めなければならない。

子供虐待防止の啓発

第13条 子供を虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、毎月5日を子供虐待防止推進の日とする。

情報提供(通告)はこちらへ

秘密を守ります。匿名でもお受けします。



各区 こども家庭支援課

受付時間 月～金曜日 8:45～17:00

※全区こども家庭支援課に虐待対応調整チームが組織され通告をお受けしています。

区	電話	区	電話
青葉区	045-978-2460	瀬谷区	045-367-5608
旭区	045-954-6160	都筑区	045-948-2349
泉区	045-800-2465	鶴見区	045-510-1840
磯子区	045-750-2525	戸塚区	045-866-8472
神奈川区	045-411-7173	中区	045-224-8345
金沢区	045-788-7728	西区	045-320-8470
港南区	045-847-8439	保土ヶ谷区	045-334-6396
港北区	045-540-2388	緑区	045-930-2356
栄区	045-894-8049	南区	045-743-8266

児童相談所

受付時間 月～金曜日 8:45～17:15

児童相談所名	担当区域	電話
中央児童相談所	神奈川、鶴見、中、西、南	045-260-6510
西部児童相談所	旭、泉、瀬谷、保土ヶ谷	045-331-5471
南部児童相談所	磯子、金沢、港南、栄、戸塚	045-831-4735
北部児童相談所	青葉、港北、都筑、緑	045-948-2441

夜間・休日の情報提供(通告)は

よこはま子ども虐待
ホットライン

24時間365日 受付



は ま つ こ 24じか ん
0120-805-240



毎月5日は
子供虐待防止
推進の日

こどもたちの明るい
未来のために